○関東地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二十六号東京都市計画都市高速鉄道事業京成電鉄押上線

三　事業施行期間　自平成十五年二月十四日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字青海字向山四四八九番三八から同市大字歌字浜九七〇番二まで	前	二六・二〇～七七・三〇メートル	〇・四二五キロメートル
	後	四二・五〇～九八・一〇メートル	〇・四二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び二百九十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市本町字田口九八五番一七から同市新町一〇〇五番六まで	前	一九・一三～三三・六八メートル	〇・五九九キロメートル
	後	一九・一三～三三・六八メートル	〇・五九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
七号及び二百九十号	村上市本町字田口九八五番一七から同市新町一〇〇五番一三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

平成二十五年一月二十五日

○北陸地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び三百四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市府屋字西間瀬六番四六地先から同市府屋字小浜四〇番五一まで	前	五二・〇〇～五九・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	五二・〇〇～六〇・〇〇メートル	〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
七号及び三百四十五号	村上市府屋字西間瀬六番四六地先から同市府屋字小浜五四〇番五一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十五日

○北陸地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市名立区名立大町字五郎太山谷二五〇六番一から同市名立区名立大町字大抜間二五二三番一まで	前	二九・三〇～一三八・七〇メートル	〇・三二四キロメートル
	後	四六・七〇～一五五・七〇メートル	〇・三二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市隼人町住吉字龍波見一九一五番から姶良市加治木町木田字岩下二五四一番一まで	前	BA　八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇～一二五・〇〇メートル	九・五五〇キロメートル
	後	BA　八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇～一二五・〇〇メートル	九・五五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市隼人町住吉字龍波見一九一五番から姶良市加治木町木田字岩下二五四一番一まで	前	BA　八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇～一二五・〇〇メートル	九・五五〇キロメートル
	後	BA　八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇～一二五・〇〇メートル	九・五五〇キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号